平成 24 年９月 24 日　稲垣連絡係より

おはようございます。
各務原市介護保険サービス事業者協議会の会長の稲垣です。
先日、居宅部会の参加の方、お疲れ様でした。わかりにくい話題を振りましたので再度連絡します。
災害時、国道２１号線など、道路封鎖などになった時に自由に通行できる車両を事前に届け出ることを協議会として考えています。

その場合、
１　法人として、そのような車両を登録する意思があるかどうか？
２　登録する場合どの車両にするか（１台程度）

を次回の部会までに法人内で話し合っておいてください。
施設部会、訪問部会には個別にお邪魔して説明をしてあり、話題が重複するかもしれません。
のべつまくべつ登録することは無いと思われるので、各法人１台程度の登録で考えています。有事の際は、施設系、通所系は、利用者さんの移送を訪問系、居宅系は安否確認などを担当していくんだろうと想定しています。
車両は登録すると、滅失、目的変更の際に再度申請が必要です。
また、これを行うためには協議会と各務原市が協定を結ぶ必要があり、その事前準備も並行しています。今年度末、来年度までに登録が出来ればと考えています。
申請書は別添資料内にも参考様式がありますが、車検証コピー、車両写真、簡単な申請書が必要です。

上記二点を確認の上、次回の部会に教えてください。お願いします。

各務原市介護保険サービス事業者協議会
居宅介護支援事業部会連絡係　稲垣　光晴